

# 令和4年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針

令和4年4月15日  
一般社団法人宮城県農業会議  
宮城県農業協同組合中央会  
宮城県農業者年金協議会

## 【活動経過】

令和3年度から取り組んだ全国運動「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動」は、令和3年7月末に加入者が130,157人となり、スローガンに掲げた13万人を達成した。しかし、これは農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとして、より多くの農業者に対して農業者年金制度を周知し、加入者数を増やしていくことが必要である。

このため、令和4年度末を期限とする第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、新たなステージとしてスローガンを「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に昨年10月に改め、加入推進活動の強化に取り組んでいる。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による加入推進活動の制限等もあり、年間目標3,800人に対して2,463人（目標達成率64.8%）、うち20歳から39歳の新規加入者は年間目標2,400人に対して1,434人（目標達成率59.8%）、女性農業者の新規加入者は年間目標1,000人に対して842人（目標達成率84.2%）にとどまった。

本県では、年間目標69人（うち20歳から39歳の目標40人、女性農業者の目標13人）を掲げ、市町村農業委員会・農業協同組合が一体となって取り組んだが、全体で43人（目標達成率62.3%）、うち20歳から39歳については25人（目標達成率62.5%）、女性農業者は7人（目標達成率53.8%）と目標達成には至らなかった。

市町村別に加入推進の取組状況を見ると、目標達成が12市町・2農業協同組合（令和2年度は15市町・2農業協同組合）ある半面、加入実績ゼロが15市町（令和2年度は15市町村）あり、活動内容や実績に市町村格差が顕著となっている。

## 1. 加入推進の基本方針及び目標

全国運動「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進運動」に掲げる目標（年間新規加入目標3,800人、うち20歳から39歳は2,400人、女性農業者は1,000人）の達成に向け、本県として、全体で69人（うち20歳から39歳は40人、女性農業者は13人、受託機関ごとの目標は別添参照）を目標とする。

目標達成のため、活動計画の進捗管理や市町村・農業協同組合への巡回活動によるフォローアップなどを通じ、加入推進活動への取組に対する市町村格差の解消に向け、関係機関・団体と連携を図りながら、農業者年金制度への理解浸透と加入推進活動に取り組む。

## 2. 加入推進の重点的対象

加入推進の重点的対象（以下、「重点対象者」という。）を以下のとおり定め、対象者への働きかけを強化する。

### （1）若い農業者や新規就農対策の対象となる新規就農者への幅広い働きかけ

若い農業者が集まる機会や農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者へ制度内容を説明し、経営状況を見極めつつ、働きかける。

### （2）女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であり平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会合等を活用して幅広く働きかける。また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、加入推進を行う。

### （3）保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア) 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

イ) 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

ウ) 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

エ) 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

### （4）税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）となる等、税制上の優遇措置を具体的に説明し、中高年齢層にも働きかける。

## 3. 市町村段階の業務受託機関の取り組み

### （1）加入推進を行う者の制度理解の向上

加入推進部長をはじめ、農業委員，農地利用最適化推進委員，農業委員会事務局職員，農業協同組合役員・職員，農業委員のOB，農業協同組合役員等のOB，年金協議会役員，都道府県の普及センターや農業大学のOB，その他行政機関のOBへ、加入推進特別研修会等の研修会への参加を呼び掛けるとともに、研修会等を通じて農業者年金制度への理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期，農閑期，加入推進強化月間等を考慮し、早期の効果的な時期に開催する。特に農業委員の改選時は、改選後できるだけ早い時期に、農業委員会総会等の場を活用して開催する。

### （2）制度改正を踏まえた加入推進活動

制度改正により、令和4年1月から35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられた。また、5月からは、加入可能年齢が引き上げられ、60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金任意加入被保険者も加入できるようになった。

これにより、加入対象者が増えることを踏まえ、一層の加入推進の取組を強化する。

### (3) 加入推進部長の設置と活動

#### ① 推進に意欲を持つ加入推進部長の推薦

農業委員，農地利用最適化推進委員，農業協同組合役員等，年金協議会役員等の中から農業者年金の制度を理解し，制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を選定し，加入推進部長の役割を説明したうえで，加入推進部長として推薦する。その際，単に農業委員会・農業協同組合の役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないよう留意する。

加入推進部長を設置する場合は，「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を作成し，4月28日（木）まで宮城県農業会議へ提出する。

また，活動終了時には活動実績報告書兼活動記録簿（様式2号）を作成する。

#### ② 加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は，「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし，㉞加入推進班のメンバーである地域の農業委員，農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート，㉟認定農業者や新規就農者，女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ，㊱戸別訪問への同行等の活動を積極的な展開する。

### (4) 「令和4年度加入推進活動計画」の策定

農業委員会・農業協同組合は，相互に連携を図りつつ，それぞれが「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱に定める様式例第7号）により，下記項目を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し，確実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに，宮城県農業会議・宮城県農業協同組合中央会へ「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱に定める様式例第2号。以下「管理表」という。）を6月末までに提出する。

#### ① 今年度の加入目標人数（うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数）の設定

#### ② 加入対象として働きかけを行う目標人数（うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数）の設定

#### ③ 加入推進体制の整備計画

#### ④ 加入推進名簿の整備計画

#### ⑤ 加入推進強化月間の設定計画

#### ⑥ 戸別訪問の実施計画

#### ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画

#### ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画

#### ⑨ 広報普及活動の実施計画

#### ⑩ その他の活動計画

### (5) 加入推進体制の整備

農業委員，農地利用最適化推進委員，農業委員会事務局職員，これらの者のOB，農業協同組合役職員，年金協議会の役員等，制度普及に広く協力を得られる者による地区別の加入推進班を組織し，戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にしたうえで、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、農業協同組合の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会と農業協同組合の実情に応じた組織体制の見直しを図る。

#### (6) 加入推進名簿（様式例3）の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、農業協同組合生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握したうえで、広く対象者をリストアップする。また、農業協同組合が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照したうえで、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局と農業協同組合担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を可能な限り交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、上記2の重点対象者の属性（20歳以上39歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等）を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和4年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるように行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てる。

#### (7) 戸別訪問先の選定

上記2の重点対象者、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問の対象とする者を選定したリストを作成する。その際、特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者で、戸別訪問を行っていない者は必ず戸別訪問対象者に含める。

#### (8) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と農業協同組合等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開

催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会や農業協同組合役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、次のとおり設定する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

＜加入推進強化月間＞ 前期：令和4年8月～10月  
後期：令和5年1月～2月

## （9）加入推進活動の展開

### ① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、農業協同組合の青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、農業協同組合においては、青年組織の役員や部員、女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

### ② 広報PR活動の実施

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・農業協同組合の組合員広報誌への記事等の掲載、農業協同組合窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

### ③ 戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が高い取組であり、上記3（6）で戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業協同組合役員、農業協同組合支店長、農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

なお、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）

を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

また、戸別訪問実施時には、新型コロナウイルス感染防止対策を心掛け、できるだけ少人数・短時間で実施するよう配慮する。

#### (10) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会と農業協同組合間の状況の共有等を図り、相手が加入の意志がある場合、農業委員会と農業協同組合が連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿(様式例3)」の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

#### (11) 農業委員会と農業協同組合の連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会と農業協同組合の相互連携の下で展開する。

また、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等(注)を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

(注) 令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内農業協同組合の信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

### 4. 県段階での取り組み

#### (1) 加入推進活動計画の策定

宮城県農業会議・宮城県農業協同組合中央会は、相互に連携を図りつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を、6月末を目途に基金に提出する。

##### ① 都道府県別及び市町村・農業協同組合別の新規加入目標の周知

中期目標期間の後期2カ年の取り組みにおいて示された都道府県別及び市町村・農業協同組合別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和4年度における市町村・農業協同組合別の目標達成状況を周知する。

##### ② 加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、下記のとおり加入推進強化月間を設定する。

<加入推進強化月間> 前期：令和4年8月～10月

後期：令和5年1月～2月

- ③ 農業委員会・農業協同組合に対する取組方針等の趣旨徹底を図るための担当者会議の開催  
担当者研修会（2回）：（予定）令和4年6月，12月
- ④ 農業委員会・農業協同組合の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための研修会の開催  
新任担当者研修会：（予定）令和4年6月
- ⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画
  - ア）機関誌，ホームページ等を活用した制度普及活動
  - イ）チラシ・パンフレット，ポスター等の作成・配布
  - ウ）ラジオCMの実施
  - エ）フリーペーパーへの広告掲載
  - オ）その他広報媒体
- ⑥ 加入推進重点活動市町村・農業協同組合の設定  
基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ，ターゲット（加入対象者）が多い市町村・農業協同組合等を重点活動対象地区として設定し，効率的かつ効果的な加入推進に取り組む。
- ⑦ 農業委員会・農業協同組合が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ  
農業委員会・農業協同組合が作成した加入推進活動計画を6月末までに把握し，その計画の進捗状況を定期的に点検する。あわせて，農業委員会・農業協同組合を巡回し，助言等を行う。

## （2）加入推進活動の展開

### ① 加入推進特別研修会の開催

加入推進関係者の制度理解促進等を目的に，加入推進特別研修会を実施する。

実施時期：（予定）令和4年9月

参集範囲：加入推進部長，農業委員，農地利用最適化推進委員，年金協議会役員，認定農業者組織役員，農業協同組合の生産組織役員・女性部役員・青年部役員，4Hクラブ役員，農業委員会職員，農業協同組合役職員（共済担当，ライフアドバイザー等），地域農業の担い手に出向く職員（TAC）

開催内容：農業者年金制度・加入推進取組方針の説明（制度説明用・加入推進用DVDの活用を含む），外部専門家による講演等

### ② 制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

下記事項について，農業委員会・農業協同組合と連携を図りつつ実施する。

- ア）認定農業者の会合，家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者や経営に参画する家族経営協定者等への説明・加入の働きかけを行う。また，経営移譲・経営継承に関する説明会，農業協同組合の青年部及び女性組織，生産組織，税務相談会，年金相談会等を活用した説明・加入の働きかけを行う。
- イ）新規就農者が集う機会や接触を行う組織，簿記講習会等を活用し，政策支援の仕組み等制度内容の説明，農業者年金のチラシの配布等を行うことを通じて農業者年金に関する理解の増進を図り，経営状況を見極めつつ，適切に働きかける。
- ウ）農業協同組合青年組織役員や4Hクラブ役員，女性農業者組織役員等が集まる機会，普及指導員の会合，農業大学校関係者の会合等を活用し，農業者年金制度

普及の協力を働きかける。これらの者の制度普及上の農家への浸透力を勘案し、加入資格を有しながら未加入の場合は市町村段階業務受託機関とも連携して加入を働きかける。

エ) 収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、農業協同組合とも農業者からの相談に対応してきており、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明・情報提供していく。

### ③ 各種広報媒体を活用したPR活動の展開

機関誌、ホームページ等を活用した制度普及活動や、チラシ・パンフレット、ポスター等の作成・配布を行う。

ア) 宮城県が、地域の活性化や県民サービスの向上を目指し、企業等と締結している「地域活性化包括連携協定」における広報活動枠を活用したコンビニエンスストアへの制度啓発ポスターの掲示

イ) 公共交通機関（宮城交通グループ）等の車内広告掲載

ウ) ラジオCMの実施

エ) フリーペーパーへの広告掲載

オ) YouTube・Google 等のWEB広告の実施

カ) その他広報媒体

### ④ 都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

必要に応じて、農業者大学校、普及センター等の都道府県段階の関係機関等に対して制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

## (3) 農業委員会・農業協同組合が行う加入推進活動のフォローアップ

農業委員会・農業協同組合が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、計画の進捗状況を原則として年度の上半期（6月末日まで、活動計画）と下半期（11月末日まで、実施状況）に「管理表」により把握・点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、農業委員会・農業協同組合に出向いて巡回指導を行うとともに、農業委員会・農業協同組合の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の際に、必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。